

虐待防止のための指針

児童デイサービスレインボー

1, 基本方針

障害者虐待防止法及び児童虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の目的のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見の対応のための措置等を定め、全ての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して福祉の増進に努めます。施設内における虐待を防止するために、職員へ研修を実施します。

2, 虐待防止委員会の設置

虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止委員会」(以下「委員会」という。)を組成します。なお、本委員会の統括責任者は管理者とし、虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者(以下「担当者」という)を定めます。

委員会は、担当者が招集します。(年2回以上)

委員会の議題は、次のような内容について協議するものとします。

- ・虐待の防止のための指針及び対応マニュアルの整備に関すること
 - ・虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
 - ・虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
 - ・職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - ・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
 - ・再発の防止策を講じた際に、その結果についての評価に関すること
- 委員会は、職員セルフチェックシート(年1回実施)
- ・虐待早期発見チェックリストを使用し、虐待の早期発見に努めます。

3, 虐待防止のための職員研修

職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであり、虐待の防止を徹底します。

- ・虐待防止法の基本的考え方の理解
- ・虐待の種類と発生リスクの事前理解
- ・早期発見、事実確認と報告等の手順
- ・発生した場合の改善策 など

実施は、年2回以上行います。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施します。研修の実施内容については、紙面または電磁的記録等により保存します。

4, 虐待発生時の対応に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

◆職員等がほかの職員等による利用者への虐待を発見した場合、管理者に報告します。虐待者が管理者本人であった場合は、統括管理者に相談します。

◆職員からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行います。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。

- ◆報告を受けた管理者は速やかに市町村に報告します。
- ◆事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則に則り必要な措置を講じます。
- ◆事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯を踏まえ、委員会において当該事案がなぜ発生したかを検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。定期開催の同委員会を待たずして報告を要すると判断した場合は、臨時的に同委員会を招集します。
- ◆必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

6, 身体拘束等発生時の対応に関する方針

原則として身体拘束及びそのほかの行動制限を禁止します。しかし、利用者またはほかの利用者等の生命、身体を保護するための措置として、緊急ややむを得ず身体拘束等（切迫性・非代替性・一時性の3要件のすべてを満たした場合のみ）を行わなければならない場合、手順に従って実施します。

①組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束等を行うときには、担当職員又は関係者で身体拘束等の必要性や原因・解決方法を検討し、支援会議において組織として慎重に（切迫性・非代替性・一時性の3要件のすべてを満たしているか）検討・決定します。身体拘束等を行う場合には、個別支援計画書に身体拘束等の対応及び緊急ややむを得ない理由を細かく備考欄に記載します。

②本人・家族への十分な説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。

③行政への相談と報告

身体拘束等を行う場合、市町村の障害者虐待防止センター等、行政機関に相

談・報告します。

④必要な事項の記録

身体拘束等を行った場合には、その対応及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録します。また、継続して身体拘束等の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束等の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期などを統一した方針の下、利用者個々人のニーズに応じた個別の支援を検討します。身体拘束等の観察と検討の結果、身体拘束等を解除した場合、直近の支援会議・委員会で報告します。

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧

利用者またはご家族はいつでも本指針を閲覧できることが出来ます。

附則

この指針は、令和4年4月1日より施行する。